

浜情委第57号
令和4年10月5日

浜松市長 鈴木 康友 様
(福祉総務課)

浜松市情報公開・個人情報保護委員会
委員長 杉田 智樹

浜松市個人情報保護条例第43条の規定に基づく諮問について（答申）

令和4年4月26日付け浜健福第65号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

「平成16年度から25年度までの国民健康保険料納入通知書に関する書類」の保有個人情報不開示決定に対する審査請求についての諮問（諮問第243号）

1 委員会の結論

浜松市長が、当該保有個人情報を保有していないことを理由に不開示とした判断は妥当である。

2 審査請求に至る経過

- | | |
|---------------|--|
| (1) 令和4年4月15日 | 審査請求人は、「国民健康保険料納入通知書 H16～H25年」の保有個人情報開示請求をした。 |
| (2) 令和4年4月19日 | 実施機関は、保存年数の経過により保有していないとして、文書の不存在を理由に保有個人情報不開示決定を行い、審査請求人に通知した。 |
| (3) 令和4年4月22日 | 審査請求人は、本件処分を不服として、審査庁に対し、審査請求を行った。 |
| (4) 令和4年4月26日 | 審査庁は浜松市個人情報保護条例（平成16年浜松市条例第28号。以下「保護条例」という。）第43条第1項に基づき浜松市情報公開・個人情報保護委員会に諮問を行った。 |

3 審査請求人の主張要旨

- (1) 審査請求の趣旨
個人情報開示請求した情報を開示してほしい。
- (2) 審査請求の理由
市が情報を保有していないのは不服。
- (3) 反論書での主張
審査請求人から反論書の提出はなかった。

4 実施機関の主張要旨

国民健康保険事業については、国民健康保険法に基づき適正に実施している。
今回の国民健康保険料賦課情報についても、法律の規定に必要な情報は正しく管理し、時効後速やかに情報を削除するのではなく、保有可能な期間までは保存している。
以上のことから、保有個人情報不開示決定処分は、法令に基づき正しく情報管理した上での決定であるため、不服申し立てについて棄却の裁決を求めるものである。

5 委員会の判断

- (1) 本件に係る法令の規定について
 - ア 保護条例第2条第4号について
保護条例第2条第4号では、保有個人情報とは実施機関の職員が職務上作成し、

又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、浜松市情報公開条例（平成13年浜松市条例第32号。以下「公開条例」という。）第2条第2号に規定する公文書に記録されているものに限ると規定している。

イ 公開条例第2条第2号について

公開条例第2条第2号本文は、公文書について、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものと規定している。

ウ 国民健康保険料納入通知書の保存期限について

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）その他の法令に国民健康保険料納入通知書の保存期限についての記載はない。

(2) 不存在を理由に不開示としたことの妥当性について

実施機関は、審査請求人とのやりとりから請求対象公文書として、国民健康保険料納入通知書兼決定通知書を特定した。この点、審査請求人から文書の特定が誤っている旨の主張はない。

委員会の調査によれば、浜松市文書規則（平成13年浜松市規則第49号）第31条で文書の分類及び保存年数は、別に定める文書分類表によることとなっており、国保年金課の資格賦課関係書の保存年数は3年と定めている。ただし、保険料賦課に関するデータは、システム上保有できる間は保存しており、請求時点で平成26年度以後のデータを保有し、平成25年度以前のデータは廃棄済みであった。

保護条例第18条では、「何人も、（中略）実施機関に対し、その保有する自己を本人とする保有個人情報の開示の請求をすることができる」とあり、何人にも開示請求権を認めている。

一方で、開示請求の対象となる保有個人情報は、5（1）アで述べたとおり、保護条例第2条第4号本文において「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。」と規定している。

国民健康保険料納入通知書兼決定通知書のデータは国民健康保険法に基づく事務として作成されるものであるから、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報に該当する。

しかし、平成16年度から平成25年度までの国民健康保険料納入通知書兼決定通知書のデータはすでに廃棄されているのだから、当該実施機関が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものには当たらない。

また、保護条例第2条第4号ただし書において、保有個人情報は、公開条例第2条第2号に規定する公文書に記録されているものに限ると規定している。平成16年度から平成25年度までの国民健康保険料納入通知書兼決定通知書のデータは、請求時点で廃棄

されているのだから、公文書に記録されている個人情報にも当たらない。

以上のことから、平成16年度から平成25年度までの国民健康保険料納入通知書兼決定通知書のデータは、本件開示請求がされた時点において市が保有していない個人情報であり、また、公文書に記録されているものでもないから保護条例第2条第4号に定義する保有個人情報に該当しない。

よって、実施機関が、当該保有個人情報を保有していないことを理由に保有個人情報不開示決定をしたことは妥当である。

以上のことから、当委員会は「1 委員会の結論」のとおり判断する。

6 委員会不服審査部会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
令和 4 年 4 月 26 日	諮問書を受理した。
5 月 6 日	審査庁から弁明書を受理した。
5 月 23 日	審査庁から期限内に審査請求人の反論書の提出がない旨の連絡を受けた。

浜松市情報公開・個人情報保護委員会不服審査部会 委員名簿

	氏 名	職 業 等
部会長（委員長）	杉田 智樹	弁護士
委員長職務代理	原田 伸一朗	静岡大学情報学部 准教授
委員	岡本 孝子	浜松市人権擁護委員連絡協議会
委員	木山 幹恵	常葉大学健康プロデュース学部 准教授
委員	村井 秀行	浜松市自治会連合会理事

※部会長及び委員長職務代理者以外は五十音順